

**令和5年度  
西宮市 EV・FCV 普及促進事業  
補助金交付要綱**

西 宮 市

## 令和5年度西宮市 EV・FCV 普及促進事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内に事務所、事業所等を有する事業者(以下「補助対象事業者」という。)による電気自動車及び燃料電池自動車の導入事業(以下「補助対象事業」という。)に要する経費の一部を補助することにより、電気自動車及び燃料電池自動車の普及を促進し、自動車から排出される温室効果ガス及び大気汚染物質の削減を図り、もって地球温暖化防止および地域環境の保全を目的とする。

### (用語)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)「EV:電気自動車」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車(プラグインハイブリッド自動車を除く)をいう。
- (2)「FCV:燃料電池自動車」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を水素と酸素を化学反応させて作る自動車をいう。
- (3)「補助対象事業の完了の日」とは、補助対象事業に係る車両の登録を終えた日をいう。
- (4)「自動車リース事業者」とは、借受人を自動車の使用者として行う事業用自動車の貸渡しを業とする者をいう。

### (補助対象事業等)

第3条 補助対象事業及び補助金の額等に関しては、別表に掲げるとおりとする。

2 市長は、この要綱に基づき、予算の範囲内において、補助対象事業者に対して補助対象事業に要する経費(以下「補助対象経費」という。)の一部を補助するものとする。

### (交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、令和6年1月末日(当該日が行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)に当たる場合はその前日)までに、補助金交付申請書又は補助金交付申請書兼実績報告書を市長へ提出しなければならない。

### (交付の決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、必要な審査を行い、適正であると認めるときは別表の定めるところにより補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書により補助金の交付を申請した補助対象事業者に通知するものとする。

2 前条の規定による補助金交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、必要な審査を行い、適正であると認めるときは別表の定めるところにより交付決定及び額の確定を併せて行い、補助金交付決定及び額の確定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

3 前2項の補助金の交付決定は、交付申請書を受理した順に、予算の範囲内で行うものとする。ただし、補助金申請額の総額が予算の範囲を超えた日に複数の交付申請書を受理した場合は、抽選を行い、予算を超えない範囲で受け付ける者を決定するものとする。

4 第2項の規定により交付決定及び額の確定の通知を受けた補助対象事業者に関しては、次条から第 11 条までの規定は適用しないものとする。

5 市長は、第1項又は第2項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

(交付申請の取下げ)

第6条 補助対象事業者は、補助金の交付決定の内容又はその条件に不服があることにより、当該補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して 20 日を経過する日(当該日が休日に当たる場合はその前日)までに、補助金交付申請取下届出書を市長に提出しなければならない。

(補助対象事業の計画変更の申請)

第7条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、あらかじめ補助対象事業計画変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助対象事業の中止又は廃止の承認申請)

第8条 補助対象事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助対象事業中止(廃止)承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故報告)

第9条 補助対象事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに補助対象事業事故報告書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了した日若しくは補助対象事業の廃止の承認があった日から 30 日を経過した日(当該日が休日に当たる場合はその前日)又は翌年度の4月1日(当該日が休日に当たる場合はその前日)のいずれか早い日までに、補助対象事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第11条 市長は、前条の規定する補助対象事業実績報告書の提出があったときは、当該報告を審査し、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、別表に定めるところにより交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第12条 補助対象事業者は、市から補助金の額の確定通知書又は、補助金交付決定及び額の確定通知書を受けた場合で、補助金の支払を受けようとするときは、速やかに補助金支払請求書を市長に提出するものとする。

2 市長は前項の規定に基づく請求がなされたときは、その内容を審査し、適正であることを確認のうえ、補助対象事業者に補助金を支払うものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1)虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (2)補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- (3)補助対象事業を中止又は廃止した場合
- (4)補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- (5)この要綱の目的に反して補助対象車を使用した場合
- (6)市長の行う調査及び指導に対して怠慢その他不適當な行為をした場合
- (7)西宮市暴力団の排除の推進に関する条例に規定する第2条第1号から第3号までに該当する場合
- (8)暴力団等の利益となる場合
- (9)法令又は条例に違反した場合
- (10)その他この要綱に違反した場合

(補助金の返還)

第 14 条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(事業完了後の監査)

第 15 条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象事業者に対し補助対象事業の実施の適否及びその成果に関し監査できるものとする。

(財産の処分の制限)

第 16 条 補助対象事業者は、補助対象経費により取得した財産(以下「取得財産」という。)を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助対象事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間を経過するまでは、市長の承認を受けず、取得価格が 50 万円以上の取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。

3 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の承認をしようとする場合において、補助対象事業者が第2項の処分をしたことにより利益(処分により得た収入から補助対象経費及び必要経費を差し引いた上で生じる残額)が生じたときは、補助金の範囲内でその利益の全部又は一部を市に納付させることとする。

(帳簿の保存義務)

第 17 条 補助対象事業者は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助対象事業の完了後5年間保存しなければならない。

(細目)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和5年7月3日から施行する。

(要綱廃止)

2 令和5年度西宮市次世代自動車普及促進事業補助金交付要綱(令和5年4月1日)は廃止する。

### 別表(第3条関係)

補助対象事業	次のいずれにも該当すること。 1 電気自動車及び燃料電池自動車の新車導入にかかる事業 (令和5年4月1日から令和6年3月31日の間に新車登録されるものに限る。) (自動車検査証に記載される用途が乗用又は貨物であるものに限る。) 2 主として、事業活動に活用する電気自動車及び燃料電池自動車を導入する事業
補助対象事業者	次のいずれにも該当する者であること。 1 以下の(1)～(7)に掲げるいずれの項目にも該当しない法人若しくは個人の事業者、又はそれらを自動車貸渡しの対象としたリース事業者(ただし、賃料総額に補助金相当額分の値下がり反映されることを要件とする。) (1)独立行政法人等の公法人、国又は地方公共団体が50%以上出資する法人 (2)自動車製造業者(「日本標準産業分類」における細分類3111及び3112に分類される事業者) (3)自動車卸売業者(「日本標準産業分類」における細分類5421に分類される事業者) (4)自動車小売業者(「日本標準産業分類」における細分類5911及び5912に分類される事業者) (5)総合リース事業者(「日本標準産業分類」における細分類7011に分類される事業者であって、上記(1)～(4)に対してリースするために電気自動車及び燃料電池自動車を購入する場合に限る。) (6)自動車賃貸業者(「日本標準産業分類」における細分類7011に分類される事業者であって上記(1)～(4)に対してリースするために電気自動車及び燃料電池自動車を購入する場合に限る。) (7)その他、電気自動車及び燃料電池自動車導入補助にあたり不相当と認められる事業者 2 西宮市内に事務所又は事業所を有し、市税の滞納がない者 3 当該補助により導入する車両について、使用の本拠が西宮市内にある者
補助対象経費	車両本体価格(消費税及び地方消費税相当額を除く。)
補助金の額	1 電気自動車 15万円 2 超小型モビリティ 5万円 3 燃料電池自動車 15万円

### 備考

1. 対象となる車両は、一般社団法人 次世代自動車振興センターが公表するCEV補助金(車両)の補助対象車両一覧に準ずるものとする。